

部会資料の見方 及び ご審議（ご意見）いただきたいこと

(1) 第3回行財政部会の審議資料「現状における課題等」については、以下のとおり、4つの要素で構成されています。

第7章	総合計画を支える健全な行政経営（仮）				
政策1	総合計画を支える健全な行政経営（仮）				
施策1	持続可能な財政基盤づくり				
これまでの成果（実績）					
① 将来の負担を軽減し、財政構造の弾力化を確保するために、市債の繰上償還を実施し、将来的な利子削減を図るとともに、市債返済額以上に新たな借金はしないという総量規制（市債発行額の抑制）に取り組み、市債残高の減少を図っています。しかしながら、第3期行財政改革推進計画に掲げた実質公債費比率8.2%には至っていません。					
年度	2016	2017	2018	2019	2020
実質公債費比率（%）	11.8	11.3	10.6	10.1	10.0
年度	2016	2017	2018	2019	2020
基金残高（千円） （うち財政調整基金残高）	11,505,539 (3,300,936)	11,101,649 (3,340,746)	9,717,490 (3,029,808)	8,608,594 (3,232,893)	8,845,022 (2,863,943)
② 厳しい財政状況、人口減少下、現在保有している公共施設を全て保有し続け、改修・更新していくことは非常に困難な状況にあります。本市は公共施設等総合管理計画等に基づきアセットマネジメントに取り組み、また、未利用資産の適正化（売却）も着実に進めてきました。					
<ul style="list-style-type: none"> 市が保有する資産のうち利用見込みのないものについて、売却可能資産の抽出や、民間事業者との連携などによる利活用を進めています。 各施設の維持管理経費の調査を行い、コストの見える化を図るとともに、より効率的な施設管理・運営について検討しています。 					
現状における課題					
① 中長期的な展望に立った計画的な財政運営を推進するため、「中期財政計画」に基づき、歳入の確保と財源の重点的かつ効率的な配分に努め、後年に多大な財政負担が発生しないよう、健全な財政運営を行う必要があります。					
<ul style="list-style-type: none"> 市債発行額を公債費元金償還額以下に抑制する取組みとともに、繰上償還を実施することによって、類似団体に比べて高い水準にある市債残高を縮減する必要があります。また、同じく類似団体に比べて高い水準にある実質公債費比率を改善する必要があります。 標準財政規模を参考に基金残高のあるべき姿を設定し、今後の財政運営の資金に充てる残高を確保する必要があります。 					
② 公共施設の老朽化が進み、施設の建替えや改修のために多額の財源が必要ですが、今後、財政状況がますます厳しくなる中で、必要な財源を確保することは困難です。公共施設等総合管理計画においては、2027(令和9)年度まで公共施設のコストを5%（年1億8千万円）、延床面積を5%（2万5千㎡）削減することを数値目標に掲げ、2022(令和4)年3月に改訂を行う予定です。					
<ul style="list-style-type: none"> 施設の統合や廃止にあたっては、市民の理解と合意形成が特に重要ですが、公共施設の状況について市民への情報提供が不十分であるため、積極的に情報を発信する必要があります。 					
年度	2016	2017	2018		
有形固定資産減価償却率（%）	11.3	10.6	10.1		
有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）					

① 仮の政策体系（章・政策・施策）

② これまでの成果（実績）

③ 参考指標の例示

④ 現状における課題

※後期計画（2023～2027年度）
に向けた課題

(2) このうち、第3回部会までに事前に内容をご確認いただくとともに、特にご意見をいただきたい要素（部分）は「④現状における課題」です。

(3) 各施策の「④現状における課題」が適切に設定されているか、漏れている課題はないか、新たな課題はないかという視点で、ご意見ををお願いします。

(4) なお、「④現状における課題」の設定が第1段階の作業、その課題を解決するための「今後の方向性と主な施策」の設定が第2段階の作業となります。

(5) 第4回部会（令和4年1月下旬以降）では、政策課題集というかたちで示し、あらためてご意見をいただき、後期計画に向けた現状における課題を一定程度固めます。

(6) 第2段階の作業となる「今後の方向性と主な施策」の設定については、第5回部会（令和4年4月に開催予定）以降に審議いただきます。